



## 《上海綜合保稅区管理委員会：「十二五」期間における財政補助、 經濟發展の若干意見》～その1（貿易類・加工及びサービス類企業）

2010年5月7日付で《上海綜合保稅区管理委員会の「十二五」期間における財政補助、經濟發展の若干意見》<sup>1</sup>が公布されました。本意見は2011年1月1日から2015年12月31日まで執行されます。対象地域は洋山保稅港区、外高橋保稅区（物流園区を含む）、浦東空港綜合保稅区ですが、洋山保稅港区及び浦東空港綜合保稅区に所在する企業は本意見の内容が公布日より適用されます。また、本意見公布以前に新設した洋山保稅港区の企業については、新設企業と同様の補助政策を享受します。

現行の《“十一五”期間外高橋保稅区財政補助經濟發展の若干意見》が19条しかないのに対し、「十二五」若干意見は42条もあり倍増しています。内容が多いことから、複数回に分けて紹介します。第一回は貿易、加工及びサービス類の企業を中心にご紹介します。

### 1. 補助額

新区の留保部分を対象に補助が与えられます。ほとんどの項目が100%または50%を補助されますが、具体的なパーセンテージは次の通りになります。

税種（税率）	国家稅収	地方稅収		還付額	還付額
		上海市	浦東新区	(100%)	(50%)
増値稅（17%）	12.75%	1.7%	2.55%	2.55%	1.275%
企業所得稅（25%）	15%	4.0%	6.0%	6.0%	3.0%
營業稅（5%）	0%	2%	3%	3%	1.5%
個人所得稅（5%～45%）	納付額の60%	12%	28%	納付額の28%	納付額の14%

<sup>1</sup> 滬綜保管[2010]78号

以下に、各々の企業類型についてその補助額を明確にしたものを紹介します。

## 2. 新設企業

若干意見について「新たに誘致される」と「新設」という表現が混在しておりますが、移転が難しいことを鑑みて、ここでは「新たに誘致される」と「新設」は同じものとみなします。

### (1) 貿易類企業

税目	当初2年	その後3年
増値税	100%	50%
企業所得税		

### (2) 注文書管理、技術サービス、ファイナンスリース、データサービス等の企業

税目	当初1年	その後4年
営業税	100%	50%
企業所得税		

### (3) 文化類企業

税目	当初2年	その後3年
増値税	100%	50%
営業税		
企業所得税		

### (4) 機能性市場

税目	当初2年	その後3年
営業税	100%	50%
企業所得税		

以上のほかに、上海綜合保税區管理委員會の批准を経ることで、その開業費用に特定補助を与えられます。また、重点機能性市場はその貿易プラットフォームの発展規模及び関連業界発展の促進状況に基づいて、その機能を引き上げ、市場開拓等の方面に特定補助を与えることができる。具体的な補助内容は明確になっておりません。

(5) 機能性ショールームの企業

一定の賃料または土地譲渡補助を与えることができます。具体的な補助内容は明確になっておりません。

(6) 加工製造、メンテナンス

税目	当初2年	その後3年
増値税	100%	50%
企業所得税		

### 3. 既存企業

(1) 貿易類企業

税目	補助額
増値税	50%
企業所得税	

また、100万米ドル以上増資する場合、増資に関連する費用に一定の補助が与えられますが、具体的な補助内容は明確になっておりません。

(2) 消費類貿易企業

経営拠点増加に際する対外投資に一定の補助が与えられます。消費類貿易企業の定義が明確ではありませんが、その用語及び補助内容からしておそらく小売企業のことをさすものと思われ、今後公布されることになる実施細則で明確になるものと思われます。

(3) オフショア貿易業務

オフショア貿易業務を展開する企業に対して、その経営規模に基づいて特定補助が与えられます。具体的な補助内容は明確になっておりません。

(4) 加工製造、メンテナンス

税目	補助額
増値税	50%
企業所得税	

100万米ドル以上増資する場合、増資に関連する費用に一定の補助が与えられます。また、加工製造類の重点企業が技術改造によりレベルアップし、環境保護・低炭素・新エネルギー

一・新材料等の製品の生産製造に転換することに対して、その新業務の規模に基づいて特定補助が与えられます。いずれについても現在のところ具体的な補助内容は明確になっておりません。

#### 4. その他補助

その他の主な補助として住宅補助及び利息に対する特定補助を紹介します。なお、本ニュースレターでは貿易類、加工製造類企業向けの内容としておりますが、以下の政策は水上運輸業、物流業の企業にも適用されます。

##### (1) 住宅補助

貿易類、困窮製造類の重点企業に対して、上海総合保税区管理委員会の認定を経て、その従業員が近くで賃借している場合、一定の住宅補助を与えることができるとされております。

##### (2) 利息に対する特定補助

補助対象に組み入れられる中小企業で、販売収入、利益総額、納付する工商税収が二年連続で増加した企業に対して、融資利息に関して特定補助を与えることができるとされております。また、補助範囲に組み入れられる重点企業に対しても同様の特定補助が与えられるとされております。

以 上

\*弊社ウェブサイト (<http://www.jris.com.cn/>) でバックナンバーをご覧頂くことができます。

1. 税制、法律、外貨管理制度等は中国当局により変更されることがございますので参考資料としてご利用ください。
2. 本資料は、作成日時時点で弊社が入手し得る資料及び一般に信頼できると思われる情報源に基づいて作成されたものですが、情報の正確性、完全性につきましては、弊社で保証するものではありません。本資料の内容につきましては、あくまで弊社の意見を示すものに過ぎません。また、本資料の一部または全部を、電子的または機械的な手段を問わず、無断で複製または転送などを行わないようお願いいたします。